

2026ヒロシマ地域総行動実行委員会  
実行委員長 寺本 和男  
(広島市中区大手町 5-8-30)



## 2026年国民春闘にあたっての要請

貴団体におかれましては、産業の発展、働く者の雇用とくらしの安定に尽力されていることと存じます。

さて、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、名目賃金から物価変動の影響を除いた9月の実質賃金(速報値)は前年同月比▲1.4%(25年8月:同▲1.7%)と9ヵ月連続で減少しています。また、総務省によれば、消費者物価指数(総合)は2020年を100とすると、2025年9月は112.0%で、穀類は前年度同月比18.0%、菓子類12.2%、飲料10.1%など、食料が引き続き上昇しています。25春闘での賃上げは、生活改善につながっておらず、労働者のくらしは、四半世紀をこえる実質賃金の低下と異常な物価高騰によって深刻な事態が続いています。特に、医療、介護、福祉、保育などのケア労働者は、専門性が高く、いのちや健康、くらしを守る社会的役割の大きい仕事にもかかわらず、低賃金に留め置かれ、看護師は夜勤をしても全産業平均にもとどいていません。ケア労働者の低い処遇・労働条件が人手不足に拍車をかけ、サービス提供にも影響を及ぼしています。日本医師会や日本病院会・医療法人協会などの病院関係団体、介護関係団体から、「物価高騰対策・他産業並みの賃金引き上げ」に向け、政府に財政措置を求める声を次々とあげています。日本医師会や6病院団体が、全国の病院うち実に7割が医業収益赤字、6割が経常損益赤字という調査結果を発表し、「このままではある日突然病院がなくなる」と警鐘を鳴らして国に対して改善を要望しています。

ケア労働者だけでなく、実質賃金マイナスが続く下で、様々な職種・分野で女性・青年労働者や非正規労働者がくらしえない深刻な事態が生じており、26春闘は、日本を世界でも特異な「賃金が上がらない国」から「賃金が上がる国」へ転換することが求められていると私たちは考えています。

25春闘では、政労使が「賃上げの促進と定着」を唱えるなか、「賃上げには公正な取引と価格転嫁(特に、人件費)が必要だ」との世論が広がりました。しかし、中小企業庁の「価格促進月間フォローアップ調査」によれば、コスト全体の価格転嫁率は全体で52.4%、賃上げに重要な人件費(労務費)の価格転嫁は48.6%にとどまっています。サプライチェーンの各段階における価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超(53.6%)に対し、4次請け以上の企業は4割程度(40.2%)です。特に、4次請け以上の階層において、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く(29.1%)に上っています。いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、「受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる」と指摘しています。また、日銀が発表した9月の企業物価指数(CGPI)速報によると、9月の国内企業物価指数は、前月比0.3%、前年比では+2.7%で高止まりの状態であり、「公正な取引と価格転嫁」は、中小企業・小規模事業所にとって喫緊の課題となっています。

一方、財務省の法人企業統計調査によると、大企業の経常利益・配当金・内部留保は過去最高です。ところが、労働分配率は、統計できかのぼれる64年間で最低になっています。利益が増えても賃金に回っていません。「トリクルダウン。大企業が儲ければ、労働者の賃金は上がる」とする経済政策そのものの転換が必要です。2013年以来、実施されている「賃上げ減税」は黒字企業しか対象にはならず、赤字企業が多い中小企業の場合、支援を受けた企業の割合は過去10年間の平均で4%程度にすぎません。

私たちは、すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制度を実現することを求めています。その際、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、国による中小企業・小規模事業所への支援を抜本的に強化することを求めています。通常時なら、賃上げ分が価格転嫁され、国民所得が増えて企業の売り上げや利益も伸び、さらなる賃上げの原資が生まれる好循環が政府の支援なしで進むことが望ましいのは同然です。しかし、地域別最低賃金制度のもとで、地域間格差が広がり、長年の景気低迷と「公正な取引と価格転嫁」が実現できていない今、海外諸国と比べても大幅に低い最低賃金を短期間に引き上げながら、全国一律にするには、フランスやアメリカ、韓国でも実施した中小企業への社会保険料負担軽減や減税、賃上げ原資を補填する直接支援制度等の政府支

援が欠かせません。すでに日本でも、岩手県や徳島県で最低賃金引き上げの流れに応じ、賃上げした企業に県が補助金を支払う制度を計画・実施し、その動きは広がっています。私たちは、最低賃金を全国一律にし、大幅に引き上げるため、「中小企業に対する特別補助を創設」することをはじめ、国が責任をもって中小企業支援をおこなうことを求めています。

2025年度の最低賃金の加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。額、率ともに過去最高の引き上げとなりましたが、石破前政権が掲げた「2020年代に1,500円」の水準（年+7.3%）にも、オーストラリア2,446円、イギリス2,471円など確実な引き上げを続ける世界水準にはまったく届かないものです。にもかかわらず、高市新政権は、「2020年代に1,500円」の政府目標を事実上撤回し、石破政権時から後退してしまいました。私たちが全国28の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、この間の物価高騰のもとで、必要な生計費(単身者)は月額25万円（時間額1,700円）以上が必要との試算結果がでています。すべての働く人に人間らしい生活を保障するためには、一刻も早くこの水準をめざすことが必要だと考えます。

労働者の賃金引き上げ・底上げと雇用の安定による国内消費の向上をすすめ、そのためにも中小企業への支援・振興策を強化することを国に求めることが必要になっており、それをすすめる労使の役割がますます重要になっています。貴団体とヒロシマ地域総行動実行委員会には、経営者団体と労働組合という立場の違いはありますが、日本経済の持続的発展、地域経済・中小企業の活性化、労働者の生活安定を願う思いには共通するものがあると考えます。

つきましては、下記の要請事項を積極的に受けとめたご対応をいただきますよう申し入れます。

## 記

### 1. 大幅賃上げ、底上げについて

- ①貴団体加盟の企業に、労働者とその家族の生活を守り、向上させるため、賃金引き上げを積極的に行うよう要請いただくこと。あわせて、すべての企業内最低賃金を「時給1,700円以上」となるようご指導いただくこと。
- ②国に対し、全国一律最低賃金制度確立と、そのための中小企業支援の抜本的強化を国に要請いただくこと。「中小企業に対する特別補助創設」「中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減免制度の実施」「労務費・コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引の確立」「そのために、独占禁止法と『製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律』（旧下請代金支払遅延等防止法）、『受託中小企業振興法』（旧下請中小企業振興法）を抜本改正」することなどを求める別紙・要請書にご賛同ください。

### 2. 雇用を守り、人間らしく働くルールの確立について

- ①貴団体加盟の企業に、労働者の雇用維持と新規雇用の拡大を要請いただくこと。
- ②貴団体加盟の企業に、人間らしい生活を確保するためには長時間労働の根絶と労働時間の短縮を要請いただくこと。
- ③貴団体加盟の企業に、労働者の均等待遇をすすめるよう要請いただくこと。
- ④貴団体加盟の企業に、子育てしながら働き続けるための条件整備や高齢者雇用に積極的に取り組むよう指導いただくこと。
- ⑤貴団体加盟の企業に、非正規雇用労働者の正規雇用への積極的な転換を要請いただくこと。
- ⑥貴団体加盟の企業に、企業等の奨学金返還支援(代理返還)制度の普及を要請いただくこと。

### 3. いのちまもる医療・公衆衛生体制の拡充、公務・公共体制の拡充について

- ①公立公的病院の統合再編や地域医療構想の見直し・撤回を国に求める活動にご協力ください。
- ②国や自治体に対し、公務・公共サービスの拡充と増員を求める活動にご協力ください。

### 4. 憲法を守り、いかす社会について

- ①平和、いのち、くらしを壊す大軍拡・大增税に反対し、憲法をいかす政治を求める私たちの運動にご協力ください。
- ②貴団体におかれても気候危機への対応、ジェンダー平等を推進（注1）いただくこと。
- ③消費税減税や、原発依存のエネルギー政策の転換を求める私たちの運動との共同をご検討いただくこと。また、インボイス制度は中止するよう政府にご要請いただくこと。

以上

(注1) ジェンダー要求の具体的な項目について

- ・子の看護休暇を中学卒業まで、1人につき1年で10日以上に引き上げること。学校や保育所の行事にも使えるようにすること。
- ・介護休暇を家族の看護にも使えるようにすること。
- ・男性育休1カ月以上の取得率を高める施策を行うこと
- ・育児休業取得時の所得補償と育児休暇取得を見越した人員配置をおこなうこと。
- ・産育休取得による不利益をなくすこと（昇給延伸をせず、現職復帰を原則とすること）
- ・男女賃金格差をなくすこと
- ・管理職などあらゆる意思決定機関の女性比率を50%以上にすること
- ・ハラスメントは人権侵害であるとの立場に立ち、ハラスメント禁止法を作るよう、国に働きかけること
- ・女性差別撤廃条約選択議定書批准の意見書を採択するよう、国に働きかけること。
- ・選択的夫婦別姓制度の実現に向け国に働きかけること